

別表1

都道府県管内旅費単価表

都道府県名	単価	都道府県名	単価	都道府県名	単価
	円		円		円
北海道	8,919	岐阜県	6,120	佐賀県	987
青森県	5,883	静岡県	9,898	長崎県	12,292
岩手県	4,976	愛知県	1,290	熊本県	2,905
宮城県	2,201	三重県	3,466	大分県	2,880
秋田県	4,229	滋賀県	2,762	宮崎県	2,403
山形県	2,885	京都府	1,378	鹿児島県	8,754
福島県	4,725	大阪府	1,152	沖縄県	9,659
茨城県	2,973	兵庫県	3,702		
栃木県	1,357	奈良県	894		
群馬県	884	和歌山県	3,284		
埼玉県	1,424	鳥取県	3,509		
千葉県	2,077	島根県	6,014		
東京都	3,813	岡山県	1,262		
神奈川県	1,226	広島県	5,499		
新潟県	3,744	山口県	6,377		
富山県	1,126	徳島県	3,627		
石川県	3,918	香川県	2,317		
福井県	1,748	愛媛県	5,894		
山梨県	1,568	高知県	4,757		
長野県	3,694	福岡県	1,316		

別 表 2

都 道 府 名	単 価	都 道 府 名	単 価	政 市 令 名	単 価	政 市 令 名	単 価
	円		円		円		円
北 海 道	1,454	京 都	484	札 幌	242	甲 府	121
青 森	848	大 阪	242	仙 台	121	長 野	121
岩 手	727	兵 庫	363	さいたま	121	松 本	121
宮 城	484	奈 良	484	千 葉	121	岐 阜	121
秋 田	605	和 歌 山	605	横 浜	121	豊 橋	121
山 形	605	鳥 取	484	川 崎	121	岡 崎	121
福 島	605	島 根	605	相 模 原	121	豊 田	121
茨 城	484	岡 山	605	新 潟	121	一 宮	121
栃 木	484	広 島	605	静 岡	121	大 津	121
群 馬	484	山 口	484	浜 松	121	豊 中	121
埼 玉	484	徳 島	605	名 古 屋	121	吹 田	121
千 葉	363	香 川	605	京 都	121	高 槻	121
東 京	121	愛 媛	727	大 阪	121	枚 方	121
神 奈 川	363	高 知	968	堺	121	八 尾	121
新 潟	484	福 岡	363	神 戸	121	寝 屋 川	121
富 山	484	佐 賀	363	岡 山	121	東 大 阪	121
石 川	605	長 崎	968	広 島	121	姫 路	121
福 井	484	熊 本	605	北 九 州	121	尼 崎	121
山 梨	605	大 分	605	福 岡	121	明 石	121
長 野	605	宮 崎	605	熊 本	121	西 宮	121
岐 阜	727	鹿 児 島	605	函 館	242	奈 良	121
静 岡	484	沖 縄	3,429	旭 川	242	和 歌 山	121
愛 知	242			青 森	121	鳥 取	121
三 重	484			八 戸	121	松 江	121
滋 賀	363			盛 岡	121	倉 敷	121
				秋 田	121	呉	242
				山 形	121	福 山	242
				福 島	121	下 関	242
				郡 山	121	高 松	121
				い わ き	121	松 山	121
				水 戸	121	高 知	121
				宇 都 宮	121	久 留 米	121
				前 橋	121	長 崎	121
				高 崎	121	佐 世 保	242
				川 越	121	大 分	121
				川 口	121	宮 崎	121
				越 谷	121	鹿 児 島	121
				船 橋	121	那 覇	121
				柏	121	小 樽	242
				八 王 子	121	町 田	121
				横 須 賀	121	藤 沢	121
				富 山	121	茅 ヶ 崎	121
				金 沢	242	四 日 市	121
				福 井	121	特 別 区	121

病原体等検査用備品

品	目
1 消毒器	19 安全キャビネット
2 滅菌器	20 phメーター
3 乾燥機	21 光度計
4 電気冷蔵(冷凍)庫	22 泳動装置
5 顕微鏡	23 自記温度計
6 化学天秤	24 洗浄装置
7 分注器	25 マイクロタイター
8 蒸留水製造装置	26 紫外線照射装置
9 純水製造装置	27 カードセクター
10 ろ過器	28 遺伝子増幅装置
11 遠心沈殿器	29 超高速遠心分離機
12 恒温器(槽)	30 パルスフィールド電気泳動システム
13 自動染色装置	31 自動蛍光免疫測定装置
14 ディープフリーザー	32 密閉式超音波細胞粉碎装置
15 ロータリーポンプ	33 超低温槽
16 ホモジナイザー	34 震とう培養器
17 マグネチックスターラー	35 ベロ毒素検査関連装置
18 クリーンベンチ	

別表4

財政力指数による調整表

対象団体	調整率
東京都	0.83
川崎市	0.95

別表5

健康診断(結核に限る)、管理検診単価表

事 項 区 分	基準単価	
	健康診断 (結核に限る)	管理検診
	円	円
(保健所実施分)		
1 ツベルクリン反応検査	313	
2 間 接 撮 影(レンズカメラ)	85	
3 〃 (70mmミラーカメラ)	97	
4 〃 (100mmミラーカメラ)	125	
5 精 密 検 査	131	
6 〃 (直接撮影省略)	78	
7 直 接 撮 影	131	131
8 特 殊 撮 影	131	131
9 断 層 撮 影	255	255
10 喀 痰 検 査	1,173	1,173
11 普 通 検 診	1,295	1,295
12 IGRA検査	8,547	
実施連絡通知書(検診)	23	23
実施連絡通知書(精密)	81	81
(医療機関実施分)		
13 ツベルクリン反応検査	451	
14 間 接 撮 影(レンズカメラ)	454	
15 〃 (70mmミラーカメラ)	478	
16 〃 (100mmミラーカメラ)	506	
17 精 密 検 査	8,020	
18 〃 (直接撮影省略)	6,521	
19 受 診(初診・要指導)	3,201	3,201
20 間 接 撮 影	1,341	
21 直 接 撮 影	1,821	1,821
22 特 殊 撮 影	4,099	4,099
23 断 層 撮 影	4,198	4,198
24 喀 痰 検 査	5,170	5,170
25 普 通 検 診	12,512	12,512
26 IGRA検査	8,547	

障害児養育特別手当等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 7

障害者特別手当等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力が0.04以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 8

3 の（4）から（8）に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔（項）感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
（ア）感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	—
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	—
動物由来感染症予防体制整備事業	2 0 0 千円
特定感染症対策事業	—
結核患者早期発見促進事業	—
b 結核対策特別促進事業	1 0 千円
c 新型インフルエンザ対策事業	—
d 肝炎患者等支援対策事業	—
e 肝炎治療特別促進事業	—
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	—
（イ）特定感染症検査等事業	—
（ウ）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	—
（エ）予防接種センター機能推進事業	2 0 0 千円
（オ）ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業	—
（カ）ワクチン副反応相談体制構築事業	—
（キ）マイナンバー情報連携体制整備事業	—
（ク）エイズ対策促進事業	2 1 0 千円
（ケ）抗菌薬確保事業	—
（コ）感染症臨床研究体制構築事業	—
（サ）感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	—
（シ）病原体検査体制訓練事業	—
（ス）肝炎情報センター戦略的強化事業	—
（セ）肝炎研究基盤整備事業	—
（ソ）全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業	—
（タ）予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	—
（チ）新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業	—
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	1 4 千円
〔（項）特定疾患等対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
ア リウマチ・アレルギー特別対策事業	—
イ 療養生活環境整備事業	—
ウ 難病特別対策推進事業	—
（ア）都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、 難病患者地域支援対策推進事業、	
神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、	—
指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子	
化等推進事業	—
（イ）指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、情報提供ネットワーク	
システム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業	—
指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業	
（ウ）政令市（指定都市を除く。）及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業	—
（エ）国立大学法人、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び独立行政法人国立	—
病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業	
（オ）医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業	—
エ 慢性腎臓病（ＣＫＤ）特別対策事業	—
オ 特定疾患治療研究事業	—
カ 脳卒中・心臓病等特別対策事業	—
キ 難病等制度推進事業	5 0 0 千円
ク 腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業	—
ケ 腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業	—
コ 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業	—
〔（項）地域保健対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域保健従事者現任教育推進事業	5 0 千円
イ 地域・職域連携推進事業	1 5 0 千円
〔（項）健康危機管理推進費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域健康危機管理体制推進事業	都道府県 3 0 0 千円
	政令市及び特別区 1 5 0 千円
イ 地域健康危機管理対策特別事業	2 5 0 千円
〔（項）健康増進対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
（ア）健康的な生活習慣づくり重点化事業	—
a たばこ対策促進事業	—
b 受動喫煙対策促進事業	—
c 糖尿病予防戦略事業	—
d 地域の健康増進活動支援事業	—
（イ）特殊な調理に対応できる調理師研修事業	—
（ウ）がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
a がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
（a）都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
（b）独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
（c）がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
b 地域がん診療病院等機能強化事業	—
（a）都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業	—
（b）地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業に対して	—
都道府県が補助する事業	—
c 小児がん拠点病院機能強化事業	—
d 小児がん中央機関機能強化事業	—
e 希少がん中央機関機能強化事業	—
f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	—
（エ）都道府県健康対策推進事業	—
（オ）新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	—
（カ）がん検診従事者研修事業	—
（キ）がんゲノム情報管理センター事業	—
（ク）希少がん診断のための病理医育成事業	—
（ケ）小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	—
（コ）女性の健康支援事業	—
（サ）重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業	—
（シ）国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業	—
イ 健康増進事業費補助金	—
（ア）健康増進事業	—
（a）市町村（指定都市を除く。）及び特別区が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
（b）指定都市が行う事業	—